

## ◆ 自動車税と住所変更について

下北地域県民局県税部からお知らせ

自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に1年分を納めていただく税金で、青森県では6月に課税しています。自動車税の納税通知書は、原則として車検証に記載されている住所にお送りしています。自動車をお持ちの方は、引っ越しなどで住所が変わったときには、運輸支局で住所の変更登録をする必要があります。3月中にこの変更登録をしていただくと、自動車税の納税通知書も変更後の住所に送られることになります。

すぐに変更登録の手続きができない事情がある場合は、下北地域県民局県税部まで新しい住所をお知らせください。

また、自動車税の住所変更の届出は県税ホームページ<<http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/top.htm>>でも受付しています。

<お問合せ先> 下北地域県民局県税部納税管理課 ☎22-8581 (内線203)

## ◆ 森林を開発する場合は、知事の許可が必要です。

青森県林政課からお知らせ

1ヘクタールを超えて森林を伐採し、住宅・工場・農地などに開発する場合は、森林法に基づいて事前に知事の許可(林地開発許可)が必要です。

詳しくは、県林政課のホームページをご確認いただくか、地域県民局地域農林水産部林業振興課にご相談ください。

【県林政課 HP】 <http://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/agri/rintikaihatsu.html>

<お問合せ先> 下北地域県民局地域農林水産部林業振興課 ☎22-8581

**無事故・無違反の優良運転者を表彰します**

むつ地区交通安全協会が毎年実施している「優良運転者」の表彰上申の受付をいたします。該当する方は、次により上申(自己申請)してください。表彰の種類は、無事故・無違反の期間により10年から5年刻みで「50年以上」の表彰まであります。無事故・無違反の期間は申請者の申告ではなく、『無事故・無違反証明書』の期間に基づいて表彰いたします。

◆表彰の条件: 当協会の会員であること、無事故・無違反であること

◆申請期間: 平成27年4月1日～4月30日

◆申請場所: むつ地区交通安全協会(むつ警察署内)

◆準備するもの: 運転免許証、印鑑、無事故無違反証明申請手数料(800円)

◆表彰の時期: 平成27年5月下旬(当協会総会日を予定)

<問合せ先> むつ地区交通安全協会(むつ警察署内) ☎23-6742

**必ずチェック最低賃金! 使用者も、労働者も****青森県最低賃金改正のお知らせ**

1. 青森県最低賃金が改正されました。金額等は次のとおりです。

時間額 679円(平成26年10月24日から)

2. 青森県最低賃金は、青森県内で働く全ての労働者と、労働者を一人でも使用している使用者に適用されます。

3. 製造業と小売業の一部には、特定(産業別)最低賃金が定められています。

4. 詳しくは青森労働局ホームページ(<http://aomori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)から

※ お問い合わせは、青森労働局労働基準部賃金室へ

TEL: 017-734-4114 FAX: 017-734-5821